

エコアクション21に 取り組むことのメリット

- 1 環境経営システムと環境への取組、環境報告の3要素がひとつに統合されたガイドラインであることから、環境への取組を総合的に進めることができ、また比較的容易、かつ効率的に取り組むことができます。
- 2 環境経営システムを構築・運用することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上、目標管理の徹底等、経営的にも効果をあげることができます。
- 3 環境活動レポートを作成し、外部に公表することにより、利害関係者(取引先や一般消費者等)に対する信頼性が向上します。また、大手企業が環境への取組や環境経営システムの構築を取引先の条件の一つとする、サプライチェーンのグリーン化に対応することができるほか、自治体の入札参加資格審査において加点を受けることができます。また、金融機関の低利融資制度を受けることもできます。



認証・登録されるとエコアクション21のロゴマークが使用できるようになり、会社案内、名刺等にロゴマークを印刷することにより、対外的なPR効果が得られます。

環境省 総合環境政策局 環境経済課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL03-5521-8240 FAX03-3580-9568

エコアクション21ガイドラインは、環境省のホームページの以下のアドレスからダウンロードできます。

<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

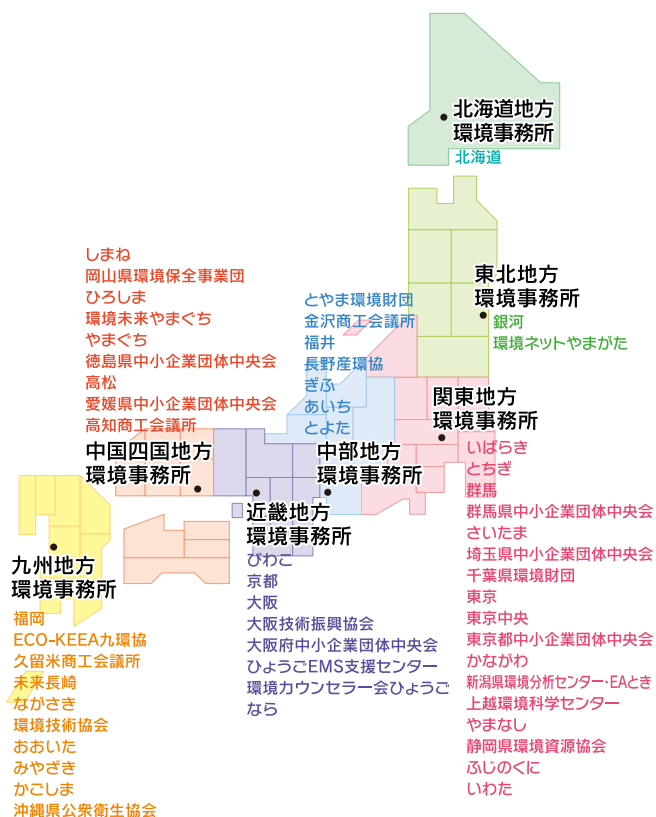
エコアクション21に関する情報は

<http://www.ea21.jp/>

一般財団法人 持続性推進機構(IPSuS)
エコアクション21中央事務局

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-14-18-4F
info@ea21.jp

ご相談は
お近くのエコアクション21地域事務局へ



〈エコアクション21地域事務局の連絡先〉

<http://www.ea21.contact/index.html>

環境に配慮した経営をサポートする認証・登録制度 エコアクション21



エコアクション21とは

「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省が策定したガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、環境省が認めた第三者機関が認証し登録する制度です。

持続可能な社会を実現していくためには、事業者の方々をはじめ全ての主体が積極的に環境への取組を実施していくことが必要です。中小企業等でも容易に取り組みめるエコアクション21を活用して環境経営に取り組みむことにより、環境負荷を減らすと同時に経営上の効果も期待できます。

エコアクション21の特徴

中小事業者等でも容易に取り組みめる環境経営システムです。
(環境マネジメントシステム)

中小事業者等の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構のISO14001規格をベースとしつつ、中小事業者等でも取り組みやすい環境経営システムのあり方をガイドラインとして規定しています。

必要な環境への取組を規定しています
(環境パフォーマンス評価)

エコアクション21では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量及び化学物質使用量(化学物質を取り扱う事業者)を規定しています。

さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、化学物質使用量の削減(化学物質を取り扱う事業者の場合)、グリーン購入、自ら生産・販売・提供する製品及びサービスに関する取組を規定しています。これらの環境への取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

環境コミュニケーションにも取り組んでいただきます
(環境報告)

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。そこで、エコアクション21では、環境活動レポートの作成と公表を必須の要素として規定しています。

エコアクション21の構成

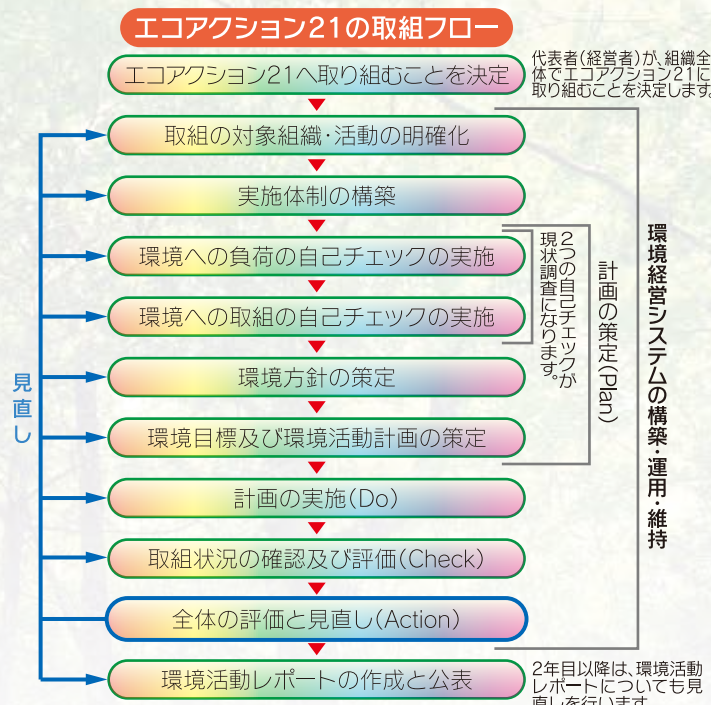
- ①環境経営システム(ガイドライン)
- ②環境活動レポート(ガイドライン)
- ③環境への負荷の自己チェックの手引き
- ④環境への取組の自己チェックの手引き

エコアクション21は4つのパートにより構成されています。この4つのパートにより、幅広い事業者等に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法を提供しています。

さらに中小企業でも環境負荷の状況と環境への取組の状況を簡単に把握・評価できる自己チェックシートが用意されています。

エコアクション21の取組の手順

エコアクション21の取組に当たっては、一般的には次のフローに示した手順が考えられます。

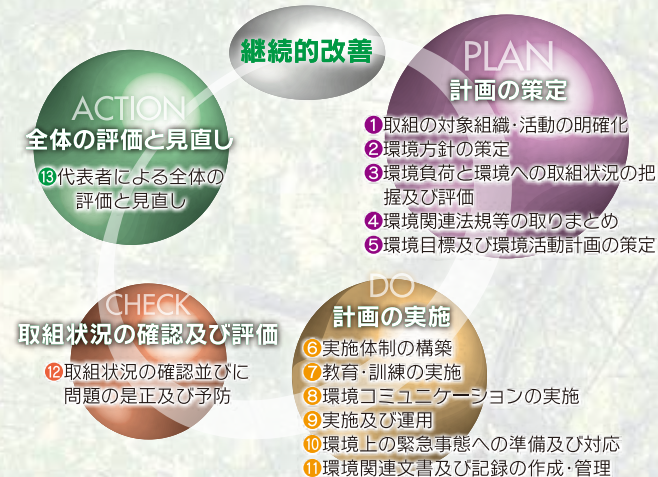


エコアクション21では、これらを繰り返すことにより、環境への取組とシステムの継続的改善を図っていきます。

環境経営システムの構築

環境経営システムは、計画の策定(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認及び評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)のPDCAのサイクルを基本とし、全体では13項目より構成されています。

エコアクション21のPDCAサイクル



このPDCAサイクルを繰り返すことによって、環境経営システムをより良く改善していくとともに、環境への取組の効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより「継続的な改善」を図っていきます。

エコアクション21の審査と登録

環境省が策定したガイドラインの要求事項に基づきエコアクション21の取組を行い、環境活動レポートを作成・公表した事業者等は、エコアクション21審査人による所定の審査を受審し、判定委員会でガイドラインに適合していると評価された場合は、環境への取組を積極的に行っている事業者として認証・登録されます。

この制度における地域事務所の認定、エコアクション21審査人の試験・認定・登録・研修及び事業者の認証・登録とその環境活動レポートの公表等は、エコアクション21中央事務局が行っています。認証・登録に関する詳しいことはお近くのエコアクション21地域事務所にお問い合わせ下さい。